

令和 7 年 10 月

## 第 10 回和光市教育委員会定例会議録

和光市教育委員会

# 令和7年第10回和光市教育委員会定例会日程

令和7年10月23日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

議案第32号 和光市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定める  
ことについて

議案第33号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定  
めることについて

議案第34号 令和6年度分和光市教育委員会の事務に関する点検評価の報  
告書について

日程第4 協議・報告事項

- (1) 令和7年度和光市表彰受賞者について
- (2) 和光市就学支援委員会委員の委嘱について
- (3) 第1回和光市教育振興基本計画策定委員会について
- (4) 和光市立学校における盗撮防止等ガイドラインについて

日程第5 その他（教育委員諸報告・委員質問・事務局報告など）

**出席委員（5名）**

教育長	石川 育
教育長職務代理者	山田 実
委 員	村中 秀人
委 員	牧 江利子
委 員	天内 綾

---

**欠席委員（なし）**

---

**議事参与者**

教育委員会事務局教育部長	横山 英子
〃 次長兼教育総務課長	大塚 欣也
〃 次長兼学校教育課長	辻 英一
〃 生涯学習課長	細野 千恵
〃 スポーツ青少年課長	森谷 聰子

---

**傍聴人（なし）**

開会 午後 1時30分

○石川教育長 皆さん、こんにちは。

今日は、定例会に引き続き総合教育会議もありますので、長時間の会議となりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従って進行してまいります。

---

#### ◎会議録署名委員の指名について

○石川教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について。

第10回の署名委員は牧委員にお願いいたします。

○牧委員 はい、よろしくお願ひします。

---

#### ◎教育長の報告

○石川教育長 日程第2、教育長の報告をします。

資料1を御覧ください。

1日水曜日、市長より教育委員会教育長任命書の交付がありました。

3日金曜日、埼玉県都市教育長協議会第2回定例協議会に出席をいたしました。

4日土曜日、小学校の運動会の視察ということで、本町小学校、北原小学校、下新倉小学校、新倉小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校を訪問いたしました。

6日月曜日、校長対象の人事評価に係る中間面談を行いました。午後は、埼玉県トラック協会朝霞支部の方々が来庁されて、交通安全キャンペーンとしてクリアフォルダーを寄贈していただきました。

7日火曜日、第2回和光市社会教育委員会議に出席をいたしました。

8日水曜日、定例校長会議を開催し、午後はインフォメーションシェアリングに出席をいたしました。

9日木曜日、人権教育推進協議会第2回理事会に出席をいたしました。

10日金曜日、校長対象の人事評価に係る中間面談を行いました。

12日日曜日、第24回埼玉県人間教育実践報告大会に参加をいたしました。

13日月曜日、わこうスポーツ祭り&BOSAIフェア in 2025の視察を行いました。

今年度もたくさんの参加者で盛り上がっていました。

14日火曜日、第1回和光市教育振興基本計画策定委員会を開催いたしました。

15日水曜日、指導に係る学校訪問ということで、本町小学校を訪問いたしました。午後は、来年1月に和光市で行われる南部教育長会議研修会の打合せを志木市教育委員会教育長、志木市教育委員会事務局の方と行いました。

16日木曜日、定例教頭会議を開催いたしました。

17日金曜日、朝霞地区小・中学校管理職人権教育懇談会に出席をいたしました。

18日土曜日、和光消防署で行われた小学校4年生を対象にした消防体験学習を視察しました。その後、南公民館まつりを視察いたしました。

20日月曜日、指導に係る学校訪問ということで、白子小学校を訪問いたしました。

21日火曜日、令和8年度当初の管理職人事に関わるヒアリングということで、南部教育事務所を訪問いたしました。

22日水曜日、令和7年度第1回いじめ問題対策連絡協議会に出席をいたしました。

23日木曜日、本日ですが、午前中に政策会議、インフォメーションシェアリングに出席をし、現在、定例教育委員会を開催しているところです。定例会終了後に、総合教育会議に皆さんと共に出席をいたします。

24日金曜日、午前中に朝霞税務署副所長が来庁され、面会する予定です。午後は、大和中学校の研究発表会に出席をいたします。

25日土曜日、中央公民館文化祭オープニングセレモニーに出席をいたします。

27日月曜日、第5回南部教育長会議に出席をいたします。

29日水曜日、午前中は給食協会の中間監査に出席をし、その後、第四小学校を中心に行われる和光市小学校総合体育大会を視察します。午後は、第1回給食費検討委員会に出席をします。

30日木曜日、庁舎消防訓練に参加をし、午後は、朝霞地区教育委員会連合会令和7年度管理職合同研修会に出席をいたします。

31日金曜日、和光市表彰、和光市職員表彰、令和7年度和光市スポーツ賞表彰式に出席をいたします。

教育長報告は以上になります。

---

#### ◎付議案件

○石川教育長 続いて、日程第3、付議案件。

本日の付議案件は3件です。

議案第32号 和光市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて。

それでは、担当課から説明をお願いいたします。

○辻次長 それでは、議案第32号 和光市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについてです。

資料の2を御覧ください。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則、こちらが県のほうになりますけれども、それが施行されたことを受け、和光市立小・中学校管理規則の一部を改正するものとなります。

ここで少し制度の概要について簡単に説明します。

別添でフレックスタイム制という、スライドは4分割で裏と表で別になるかと思います。

こちらは先生方の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度で、この制度は一定の期間においてあらかじめ定められた総勤務時間の範囲内で日々の始業、終業時刻や勤務時間を調整するものという形のフレックスタイム制となります。

一応校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、職員の申告を経て、勤務日において1週間から4週間ごとの期間について、1週間当たり38時間45分となるよう当該職員の勤務時間を割り振ることができます。

イメージとしては、資料の1とか2とか番号が書いてありますので、こここの今一番上の太めの棒グラフですね、この辺りのことが今イメージされたと思ってください。

その下にあります校務の正常な運営を妨げるか否かの考え方は、おおむね今現在は(1)から(5)、この辺りを基本として考えているところです。

それから、コアタイムとフレキシブルタイム、1日の最短勤務時間というところが下のスライドのところにあるかと思います。

コアタイムは、全員が勤務しなければならない時間帯のことで、月曜日から金曜日までの9時から16時のうち、休憩時間を除く2時間から4時間の間で校長が定める時間というふうになります。まだここは詳しく決めておりませんので、また後ほどそのあたりが決まりましたら、皆様にもお伝えできたらと思います。

次に、フレキシブルタイムです。これは職員の申告に基づき勤務時間を割り振ることのできる時間帯になります。始業時刻は朝の5時以降、終業時刻は夜の10時までとなります。

それから、裏にいきまして、スライドの3になります。

週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の設定ができます。こちらの棒グラフの図のように単位期間開始から1週間ごとに1日を限度に土曜日、日曜日以外に勤務時間を割り振らない日を設けることができます。

それら、ちょっと今、抜粋の説明になりますので、後ほど詳しくお読みいただけたらと思いますが、今、別添の資料の最後のスライドの下のところですね、今見ていただいている、こちらに勤務時間の割り振り例ということで、現在想定している、こういうことができるのではないかというふうなところで考えられているものがあります。この制度を今後、運用していくに当たり、議案第32号のほうは、管理規則の必要な部分を変えまして、こちらにお示した内容となるというふうに御理解いただけたらと思います。

雑駁な説明ですが、御審議のほどよろしくお願ひします。

○石川教育長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして御質問、御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

一番最後の4ページのところが実際の例として分かりやすいかと思うんですが、日曜から土曜日までの週休日の白いところは働かないところ、黒いところが実際の勤務時間。これが矢印の右側にいくと、朝を遅くして、帰りを遅くするというふうに1日の勤務時間を申告によってずらすことができますよと、そういうような例になります。

また、下のグラフについては、毎日同じ時間働くのではなく、月、火は少ないけれども、その分、木、金に増やすというような形も、教員の申告によって可能になりますというような制度になります。

○山田委員 この例のうちには、上の7時45分は同じですよね。

○石川教育長 はい。

○天内委員 7時間45分になっています。

○山田委員 7時間45分。

○天内委員 多分シフトして、時間がずれているというパターンになるかと。

○山田委員 分かりました。

○石川教育長 左側は8時30分から17時までの勤務体系が、右側は9時半から18時までの勤務体系にすることができるということですね。こういった制度を実現するために、和光市の管理規則の一部を改正するというものになります。

○天内委員 質問いいですか。

○石川教育長 はい、どうぞ。

○天内委員 資料2の改正後のところの第1条ですが、この最後の締めくくりが「校長が定める」となっていますが、それは申告者からの申告に基づいて、最終的に校長が定めるという意味合いでの「校長が定める」でしょうか。

○辻次長 はい。

○天内委員 分かりました。

「申告に基づき」がないので、上から言ったものだけが適用になるように読めてしまいました。やりたいよという方から希望を聞いた上で、校務に支障がないという判断をして、最終的に校長先生が定めるというようなものが分かったほうがいいのかなと思いました。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山田委員 最後の7番のところの例2というのは、これは実際可能なんですか、こういう形にすることは。先生方の調整によってこれが可能になるわけですか。こういう割り振りは。

○辻次長 可能にするためには、恐らくコアタイムをどう設定するかというところにもなるのかな、ちょっとそこが引っかかってくると、この本当に数字のとおりになるかどうかというのは、そのあたりがクリアになると、それから表面の一番最初に説明したスライド1の点線の中で囲まれたこの条件ですね、校務の正常な運営を妨げるか否かの考え方、こちらを総合的に判断してというふうなところになるかなというふうに思います。

例えば今の条件の中で、県のほうからの説明の中であった事例として、例えば授業を自習にしたり、部活動顧問の代わりがいない状況があつたりする状態は、これは校務の正常な運営に支障を来すために、このような場合はフレックスタイム制は承認することはできないというふうな県からの説明もありました。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○牧委員 よろしいですか。

○石川教育長 はい、どうぞ。

○牧委員 この2のところですね、2の4番の休憩時間なんですけれども、学校の先生でこういうふうにちゃんとここは休憩時間だよというのが取れないとは思うんですけれども、そういうときの考え方って教えてください。

○辻次長 勤務時間の割り振り、先ほど校長先生のほうが定めるということで、これは当然休憩時間をどこに取るかということも含めてになるかと思うんですけれども、学校としては、現状で言うと、課業日と長期休業日で設定は変えておりますけれども、特に課業日のところのお話かなと思います。

学校のほうは、それぞれの学校の実情に応じて、今は休憩の時間を多くは恐らく授業が終わってこどもたちが帰った後に設定をしている学校が増えてきたかなと。

一方で、一括での休憩時間の取得が望ましいんですけども、それが難しくて、例えば午前中の休みの時間とか午後に分けてというふうなところがないわけでもありません。ですけれども、それも含めても実際になかなか休憩時間が難しい状況の声も聞いているところではあります。そういう中で、今後、この制度が入ってきて、実際にどのようにというところ、ちょっとまだこちらも何か答えというものを持っていないんですけども、また検討していく課題になるのかなというふうに考えています。

○牧委員 ありがとうございます。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○天内委員 この働き方に関する仕組みの中に、先生方の午前休、午後休ではなく、時間休の取得はどのようになっていますか。

○辻次長 時間休も可能です。1時間又は30分単位で取得可能です。

○天内委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川教育長 ほかにはいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第32号 和光市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第32号 和光市立

小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり承認されました。

それでは、次に進みます。

議案第33号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて。

説明をお願いいたします。

○辻次長 議案第33号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについてです。

資料3になります。

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則が令和7年3月28日に公布されたことにより、和光市立小・中学校職員服務規則の一部を改正するものとなります。

議案第32号で御審議いただきました管理規則に統いて、服務規程の改正をすることが必要になったことから、こちらも改正することとなります。

制度の概要については、先ほどの内容になりますので、割愛します。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○石川教育長 先ほどの議案第32号と同じ内容での改正ということになりますが、ただいまの説明につきまして御質問、御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第33号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第33号 和光市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについては、原案のとおり承認されました。

次に進みます。

議案第34号 令和6年度分和光市教育委員会の事務に関する点検評価の報告書について。

それでは、説明をお願いいたします。

○大塚次長 それでは、議案第34号 令和6年度分和光市教育委員会の事務に関する点検評価の報告書について説明させていただきます。

資料ナンバー4番の報告書の資料ということになります。

こちらの件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。

この報告書案では、令和6年度の事務の管理及び執行に対し所管課で自己評価を行い、これに2名の学識経験者から意見、提言をいただき、今後の取組について整理をしたものというものになります。

本議案を承認いただきましたら、議会及び市長に対し報告書を提出させていただく予定となっています。

説明は以上となります。

○石川教育長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第34号 令和6年度分和光市教育委員会の事務に関する点検評価の報告書について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第34号 令和6年度分和光市教育委員会の事務に関する点検評価の報告書については、原案のとおり承認されました。

付議案件は以上になります。

---

#### ◎協議・報告事項

○石川教育長 続いて、日程第4、協議・報告事項。

本日の協議・報告事項は5件になります。

初めに、(1) 令和7年度和光市表彰受賞者について説明をお願いします。

○大塚次長 それでは、令和7年度和光市表彰受賞者について説明させていただきます。

資料は5番になります。

こちらは10月31日金曜日10時から、和光市市制施行55周年記念式典が開催される中で、和光市表彰式及び市制施行55周年記念特別表彰式が行われます。この中で教育関係で表彰される方についてこの場で報告をさせていただきます。

まず最初に、和光市表彰ですが、これは毎年、市の振興及び発展に資するため、優れた功績もしくは業績があり、または他の模範として推奨に値する方を表彰するものです。

現教育委員会から、教育委員としての功績により自治功労として山田委員が、学校医としての功績から教育功労として村中委員が表彰されます。

また、そのほか教育関係者の関連で、文化功労には、文化財保護委員会委員から並木實委員と大平秀和委員。教育功労には、学校医から門田隆太郎医師、宮川昌久医師、学校歯科医からは中野仁史歯科医師が、学校薬剤師からは千葉理恵薬剤師。スポーツ功労には、国際大会に入賞された方で、まずアジアジュニアカデフェンシング選手権大会カデ女子フルーレ団体戦において優勝された岩橋英莉花選手、グランプリ台北女子50メートルライフル3姿勢において優勝されたライフルの小笠綾乃選手、ワールドボクシングチャレンジグランプリ男子フライ級において優勝されたボクシングの牧野草子選手。

以上の方が表彰されます。

次に、特別表彰ですが、こちらは過去5年の間に国もしくは県からの表彰を受けた方。また、既に和光市表彰を受けた方の中でその功績が特に優れている方。また、その他、本市の市政の進展に顕著な貢献をし、その功績が特に優れている方。こういった方の中から特別に表彰することが適当である方々を表彰するものとなります。

こちらについては、まず文化功労として、文化の振興に貢献したということで、下新倉ささら獅子舞保存会、和太鼓会和光太鼓、和光市白子囃子保存会。また、スポーツ功労には、スポーツの振興に貢献したとして、和光市スポーツ協会、和光市スポーツ少年団。

以上の団体が表彰されます。

以上で報告を終わります。

○石川教育長 ありがとうございました。

何か御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○石川教育長 山田委員、村中委員、おめでとうございます。

では、続きまして、（2）和光市就学支援委員会委員の委嘱について説明をお願いいたします。

○辻次長 （2）和光市就学支援委員会委員の委嘱についてです。

資料6を御覧ください。

10月1日付の市の人事異動に伴いまして、23番の障害福祉課の委員の変更を行いました。本来であれば、人事案件ですので、本定例教育委員会にかけている案件ですが、就学支援委員会の会議の実施等に支障を生じることから、和光市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条及び第5条の規定に基づき、本日の報告という形でこちらで御報告させていただきます。

以上です。

○石川教育長 御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○石川教育長 では、次に進みます。

（3）第1回和光市教育振興基本計画策定委員会について説明をお願いいたします。

○大塚次長 それでは、第1回和光市教育振興基本計画策定委員会について御報告させていただきます。

資料番号7番、第2期の和光市教育振興基本計画【素案】及び修正に関する報告資料が今回御説明の資料となります。

まず、会議につきましては、去る10月14日火曜日16時から、第1回和光市教育振興基本計画策定委員会を開催しました。

会議では、和光市教育振興基本計画の概要、策定に係るスケジュール、計画素案の説明を行いました、策定委員会の委員の皆様から御意見をいただいたところでございます。

会議後、素案については、また改めて持ち帰り、各委員の皆様には確認をいただいて、御意見がある場合には、10月31日までに頂戴いただけるようにお願いしているところでございます。

お手元には、事前にお配りした素案から、一部表記の誤りの修正や、あと文言、施策体系について、総合振興計画やこども計画と整合が一部図られていない部分について調整した修正版を置かせていただきました。修正箇所は赤字でお示ししております、かつ新旧対照表や修正した箇所についての説明資料は補足資料として机上に置かせていました

だいております。こちらは策定員会の皆様にもこれからお配りをするところでござります。

次の会議については、12月6日土曜日16時からを予定しております、それまでにいただいた御意見を踏まえて、必要に応じて素案の修正を行った上で、第2回の会議でまた御意見をいただくという予定になっております。

こちらで第2回の会議が終わりましたら、定例会のほうでまた御報告させていただいた上で、パブリックコメントを募集するというような流れになっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○石川教育長 ただいまの説明に御質問、御意見ございますか。

○山田委員 意見はいつまで大丈夫ですか。

○大塚次長 一応10月31日までということでお願いしています。

○石川教育長 ほかにいかがですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、委員の皆様も見ていただき、御意見あればお寄せいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて(4)和光市立学校における盗撮防止等ガイドラインについて説明をお願いいたします。

○辻次長 (4)和光市立学校における盗撮防止等ガイドラインについてです。

資料の8を御覧ください。

9月の定例教育委員会で御意見、御質問等を伺いました。また、各学校にも案として送付させていただき確認してきましたが、特に御意見等はございませんでしたので、このまま案のとおり策定させていただけたらと思います。

なお、本ガイドラインにより、各学校で作成しているスマートフォン等の使用規定の持込みについて改めて見直し、ガイドラインにのっとり変更することになるかと思います。

スマートフォンの持込みについては、緊急または臨時の措置として、校長が認める場合を除き、原則禁止として持ち込まないこととなります。

以上です。

○石川教育長 御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

---

◎その他（教育委員諸報告・委員質問・事務局報告など）

○石川教育長 続いて、日程第5、その他に移ります。

初めに、各委員の皆様より何か御報告があれば、この場でお願いいたします。

何かございますか。

お願ひします。

○山田委員 教育長さんからの報告にもありましたが、10月4日の運動会、ちょっと天気が心配されましたけれども、無事に8校行われたということで、競技、競うだけじゃなくて、踊りを入れたりこどもたちが楽しそうに運動会の競技を楽しんでいたと。見ていくほうも、やはりこどもたちの姿を見て、本当に楽しい、親たちも盛り上がっていたなというふうに思います。ああやって先生方が協力して、こどもたちも考えて一緒に上り上げた、とてもすばらしい運動会だったなど、よかったです。

○石川教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、事務局からの諸報告を続けてお願いいたします。

○大塚次長 それでは、教育総務課につきましては、今回、付議事項と、先ほども報告で御説明させていただきましたので、そのほか追加で御報告することはございません。

○石川教育長 学校教育課、お願ひします。

○辻次長 学校教育課から2点報告です。

1点目が令和8年度和光市立学校選択制の実施についてです。

和光市では、平成21年度の新入生から市内一部地域で学校選択制を実施しております。本市の学校選択制は、市内全域で希望する学校を選択できる自由選択制ではなく、特定の学校のみ選択できる一部選択制となっております。これは市内小・中学校の児童生徒数の増加等に伴う学校間のアンバランスを解消し、学校規模の適正化を図ることを目的とする選択制となっております。

具体的には、小学校は第四小から広沢小へ、広沢小から本町小への選択。それから、中学校は、大和中、第三中から第二中学校への選択となります。

令和8年度の実施の申請者についてですが、そちらの内容になりますが、裏面に内訳が書いてあります。

第四小から広沢小へは11名、昨年度は9名でした。広沢小から本町小へは今のところはいません。昨年度は1名でした。

中学校では、大和中学区から第二中のほうへ33名。昨年度は41名でした。

第三中学校区から第二中学校へは8名。昨年度は6名となっています。

現在の申請者数について該当校の受け入れのいわゆるキャパシティーといいますか、そのあたりを確認し、全てのこどもたちが希望する学校に入るとしても受け入れが可能であることを確認したことから、今回も抽せんは行いません。

これが1点目です。

2点目は、彩の国教育の日、彩の国教育週間に係る学校公開等についてです。

埼玉県では、平成15年から毎年、教育に関する理解を一層深めていただくため、11月1日を彩の国教育の日、また11月1日から7日までを彩の国教育週間とし、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進しています。

本市でも毎年この時期に学校公開として授業参観や校内音楽会、作品展等を実施し、保護者や地域の方々に学校の様子を見ていただく機会をつくっています。

小学校のほうは、今週末の25日に第四小、広沢小、北原小が学校公開となります。ほかの6校の小学校は、11月1日の土曜日になります。

中学校は例年、合唱祭になりますが、11月4日火曜日が第二中、5日火曜日が大和中、6日木曜日は第三中というふうなことで、こちらは合唱祭になりますので、あちらのアゼリアのほうで行う予定です。

学校教育課からは以上です。

○石川教育長 はい。

○山田委員 今の日程をいただけるとありがとうございます。

○辻次長 分かりました。すみません、今日、御用意します。

○山田委員 簡単に、覚えられないので、すみません。

○辻次長 はい。

○石川教育長 では、続けて、生涯学習課、お願いします。

○細野課長 生涯学習課は1点、11月に実施する和光市人権教育推進協議会の現地研修会についての御案内です。

年に1回実施している現地研修会、今年度につきましては、先日、お手紙にて御案内を発送させていただいたところです。日時は11月26日水曜日の午後2時からということ

で、視察先は墨田区の社会福祉会館にあります産業・教育資料室きねがわというところになります。こちらの施設は皮革と油脂を中心とした地域の産業資料と、木下川小学校の教育・こどもたちの営みというのを情報収集・保存・整理・展示している施設になります。

皮革・油脂の仕事を担ってきた人々の思いと暮らしに触れるということと、木下川の歴史や人権教育について研修するというような内容になっております。

なかなか現地研修の視察先というのは、いつも選定に苦慮しております。数年前に伺ったところをもう一度という形でリピートすることも多いんですが、こちらの施設に関しては、今回初めて伺うものとなりますので、ぜひ御都合合うようでしたら御参加いただけたらと思います。

御出欠につきましては、11月7日までに生涯学習課へお知らせいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○石川教育長 では、続けてスポーツ青少年課、お願ひします。

○森谷課長 スポーツ青少年課からは、11月に実施する事業の御案内をします。

11月2日日曜日は、スポーツ協会が主催で実施しますスポーツ体験フェスタを予定しています。総合体育館・運動場を会場として、スポーツ協会傘下の連盟が運営をいたします。

11月9日日曜日、市民まつりでは、広沢小学校の体育館でスポーツ推進委員による体力測定と、第二中学校のグラウンドで育てる会連合会によるペタンク大会を実施します。

以上です。

○石川教育長 ただいまの説明に何か御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。  
(発言する者なし)

○石川教育長 では、次回の日程をお願いします。

○大塚次長 次回の定例教育委員会の日程につきましては、11月20日木曜日午後1時半から、市役所3階、庁議室で行います。こちらの日程につきましては、12月議会の日程の関係との調整で変更させていただいている日程になりますので、その点、改めて11月20日の日程を御確認いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○石川教育長 それでは、これをもちまして第10回教育委員会定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉会 午後 2時11分

第 1〇回定例会會議録署名者

教 育 長

會議録署名委員